

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成30年2月20日(火)
開会 午前10時4分
閉会 午前11時6分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 大野慎治
(委員) 塚本秋雄、鬼頭博和、木村冬樹
黒川武議長、梅村均副議長、宮川隆議員
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明員 行政課長 中村定秋、議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤
顕
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項
(1) 議案の上程について
行政課長：資料に基づき説明
質疑なし

- (2) 会期の確認について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明
木村委員：最終日委員長報告のために会議録作成期間を考慮しているが、こ
こまでの会期日数を要する必要があるのかと考えている。3月定例会会期
は資料の通りで良いと考えるが、6月定例会は更に予備日が増えてくるの
で検討が必要と考える。
須藤委員長：予備日がこれほど必要であるかという点から検討したい。
塚本委員：施政方針は正式にいつ配るか。
(各委員から「初日ではないか」という意見有り。)
行政課長：確認する。
議会事務局長：3月1日の開議時刻は午後1時10分としたい。
須藤委員長：3月1日の開議時刻は午後1時10分とする。
木村委員：6月定例会会期は厚生・文教常任委員会終了後の予備日が1日多
くないか。
議会事務局統括主査：常任委員会会議録作成に係る反訳委託の契約内容とし
て、委託業者に音源・資料が到着した日の翌日を1日目と起算し、休日を
除いた平日の7日目までに納品という内容である。したがって、この会期

での予定は14日の常任委員会の翌日15日に音源が委託業者に到着し、その翌日である18日が1日目となるため、休日を除き7日目に当たる2月26日までの納品となる。

大野副委員長：次年度の契約前に現在の契約を改め1日短くしてもらおう内容の契約に交渉すれば良い。

塚本委員：3月定例会は議案も多く反訳量も多い。しかし6月は例年であれば議案数も少ない。すなわち反訳量も少なくなるはずだが、反訳に要する日数は3月も6月も同じなのか。

議会事務局統括主査：同じである。以前は納品まで1か月間を要する反訳契約のみであったが、反訳業者から7日間納品もあると聞き、平成27年度からは、常任委員会のみ7日間納品を依頼している。反訳量ではなく、7日間納品という括りである。仮にこの期間を短くするものがあるとしても単価は高くなっていく。

大野副委員長：単価について業者に確認をしてほしい。

木村委員：委員会の音源を委員会当日に送ると翌日到着とはどういうことか。

議会事務局統括主査：委員会終了後に音源と資料をその日のうちに配達を依頼し送付している。反訳業者に物品が到着すると連絡を受けるのであるが、いずれの送付においても送付日翌日に到着連絡を受けている。因みに以前に反訳業者と話したことがあるが、業者には近隣から遠方まで様々な市議会から音源等が送られてくる。正午過ぎに物品が到着する市議会もあれば、夕刻以降に物品が到着する市議会もあるようだ。そのため一律に到着の翌日を1日目と起算するルールのようなものである。

塚本委員：会議録は7日目に到着したらそこが完成か。

議会事務局統括主査：完成には遠い。誰が発言したのか分からない個所もあれば、何を発言されたか分からない個所がある。事務局で再度音源を聞きながら修復、追記の上完成させるので、完成までには相応の日数と労力を要する。委員長報告のために委員長へ渡す会議録は完成したものではない。

塚本委員：初校が7日目に到着するということが良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

塚本委員：本会議も同様か。

議会事務局統括主査：本会議は1か月後である。

塚本委員：本会議も1か月後に初校が到着して、同様の作業を要するのか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

木村委員：委員長報告は委員長なら作成できるはずだ。会期をこれほどに持つ必要はないと考える。委員会会議録が到着するのは議会閉会后でも良く

ないか。最終日は22日でどうか。

(各委員から同時に様々な意見が出る。)

大野副委員長：以前は執行機関が概要版を作成していたが現在は違う。要約版が無い状態で報告しろと言われても難しい。以前は、誰が発言したというものは分からないまでも議案審査の要約版があったので、それを元に報告できた。要約版が無ければ報告は難しい。

木村委員：このことのために議会日程が左右されること自体がいかがなものか。

塚本委員：議会事務局は元々書記なんだから、議会中に出てこなかったらおかしいんじゃないか。国会ならたいへんなことだ。記録を取るのが議会事務局の仕事だ。

木村委員：別の意見もあるが、資料下部の会期で運営が上手く進められるのであれば、例外的に認めても良いと考える。

須藤委員長：3月定例会の会期も試行であると認識しているが。

大野副委員長：一般質問が会期後半であることが試行であったはずである。

木村委員：一般質問を後半にしたことが試行である。委員会の議事録ができないので一般質問を後半にした。

黒川議長：委員長が委員長報告を作成すれば良いかもしれないが、全ての議員がと考えると難しい面もある。しかし以前のように執行機関が要約版を作成するような逆行することはできない。平成27年度からは議会のことは議会で行うと決めたことである。そして予算も認めていただいているので、その範囲内で考えていくべきである。

須藤委員長：6月定例会の会期については会派で検討いただきたい。

(3) 議案精読時間について

15分間と決した。

(4) 代表質問の発言順位について

全会派(5会派)から代表質問者が通告された。発言順位については申合せにより、創政会(伊藤隆信議員)・志政クラブ(櫻井伸賢議員)・日本共産党岩倉市議団(柘谷規子議員)・闊政クラブ(堀巖議員)・公明党(鬼頭博和議員)の順に決した。

(5) 本会議での写真撮影について

代表質問時に例年同様に写真撮影を行うことに決した。

(6) 一般質問発言順序について

くじにより次の順番に決した。

3月1日(木) 塚本秋雄議員・大野慎治議員・関戸郁文議員

3月2日(金) 相原俊一議員・須藤智子議員・梅村 均議員・鈴木麻住議員
・木村冬樹議員

(7) 平成30年度一般会計予算の本会議質疑区分について

資料のとおり決した。

(8) 特別委員会の設置について

議会基本条例検証特別委員会を設置することに決した。

(9) 請願及び陳情について

3月定例会での取扱いとする請願又は陳情は、本日時点における提出は無し。

(10) その他

黒川議長：教育長選任の議案について、平成27年3月定例会時は議案質疑の中で議員からの提案で決意表明を行っていただいた。しかし議決案件であるので、議決前の議案質疑内での所信表明を行うのはいかがなものかと考える。議決後に所信表明いただくのも良いかと考える。議長に対し発言を求める方法や議長が議員に諮った上で教育長に発言を促すという手法もあるかと考える。平成27年の手法も含め3通りの手法があるかと思われるが協議いただきたい。

須藤委員長：質疑を経て議決後に発言いただくという解釈で良いか。

黒川議長：教育長選任議案は同意案件であるので、議決後がふさわしいかと考える。そして、教育行政への思いを述べていただき会議録にも残していくのが良いかと考えている。

須藤委員長：以前は文書でいただいたかと記憶する。

黒川議長：文書も良いが述べていただくことが重要と捉えている。

塚本委員：同意の際に教育長本人は議場にいるのか。

行政課長：議員の皆さんの場合は議決権があるので席を外すが、執行機関側は席を外す必要はないのではないかと考える。

大野副委員長：席を外す必要性は無いと考えるが、所信を述べるのであれば先に述べてほしい。議決してからの所信はどうかと思う。所信に対し質問

ができるからだ。

塚本委員：任期中だし席を外す必要もないか。

宮川議員：否決の可能性があるなか、同意ありきで所信表明をやらせるという事にはならない。

塚本委員：質疑で聞きたい人は聞いてもらって、その後所信表明をしてもらったらい。

議会事務局長：質疑は教育長本人にするのでは無く、選任議案を上程している市長に対して選任理由を質疑するのではないか。

黒川議長：質疑は選任理由を尋ねていただくが、議決後に議長から議員に教育長所信表明を求めることをお諮りし、その後に教育長に発言を求めたい。

須藤委員長：了解する。

(各委員も了解する。)

議会事務局統括主査：委員会提出議案について、議会基本条例の一部改正と会議規則の一部改正を予定する。先日2月5日開催の議会基本条例推進協議会で協議されたが、議会基本条例の一部改正については議会サポーターに関することを規定すること及び議会基本条例推進協議会で議会改革を推進していることを規定することの是非を決めていただきたい。会議規則の一部改正は財務常任委員会協議会を規定するという方向であったが、改正の是非を決定いただきたい。

須藤委員長：提出予定はいつか。

黒川議長：議会最終日である。

須藤委員長：議会基本条例推進協議会に諮らなくても良いか。

宮川議員：決定権は議会運営委員会にある。

黒川議長：先の協議会では推進協議会が会議規則で位置付けられていることから条例に規定するのは必要ないのではということであった。

木村委員：視察の際に来庁された市議会からの指摘であったが、私も会議規則に位置付けられていることで改正は必要ないと考える。財務常任委員会協議会は会議規則に位置付けていく必要があると考える。

塚本委員：議会基本条例に推進という言葉があって、会議規則に規定されているので良いかと考える。財務常任委員会協議会については、閉会中であっても開催し協議することができるので良いと考える。

宮川議員：推進協議会の中での大半の意見は会議規則内に一定の運営基準が規定されている、仮に条例に規定するならば象徴的な部分であって、そこをどう捉えるかということであった。提出は議会運営委員会なので、先日の議論を基に決定するという運びであった。

木村委員：次回がまだ間に合う時期にあるので、そこで決めれば良いと考える。

梅村副議長：条文を協議する場も必要である。

大野副委員長：改正案を配布してほしい。

議会事務局統括主査：承知する。

行政課長：新年度予算の記者発表が明日 21 日午前 10 時からである。明後日の新聞に掲載されるのでご承知おきいただきたい。

大野副委員長：記者発表後に P D F でホームページ財政のところに掲載されるか。いつ掲載されるか。

行政課長：記者発表後である。

宮川議員：5 月臨時会の日程はほぼ決まりか。

議会事務局統括主査：例年と同様の時期で、市長等の公務を考慮し案として提示させていただいた。

塚本委員：3 月中に全員協議会は開催するか。3 月 20 日は小学校卒業式である。

黒川議長：報告案件があれば 3 月 19 日午前 10 時に開催する。

須藤委員長：代表者会はいつか。

黒川議長：22 日午前 10 時である。

須藤委員長：内容は何か。

黒川議長：議会人事に関する立候補制についてである。

須藤委員長：意見書はあるか。

鬼頭委員：1 件予定している。

10 その他

特になし。